

水草研究会会報投稿規定

1. 投稿は本会会員に限る。但し、本会が依頼した場合はこの限りではない。
 2. 原稿内容は、水草*に関する調査、研究報告、解説（総説）、短報、諸資料、諸情報、エッセイ、他とする。なお原稿の内容に疑義のある場合は、書き直しを求めることがある。
 3. 原稿作成にあたっては、以下の諸点に留意する。
 - A. 原稿は横書き原稿用紙に楷書するか、ワープロ（和文タイプ）を用いる。
 - B. 原著に相当する報文には著者名及びタイトルの英語を併記すること。また、著者が必要と認めた場合は、英文摘要（Abstract）をつけることができる。
 - C. 図は活字の貼り込みをのぞき、そのまま製版できるように仕上げる。図（写真含む）の右上または裏面に、図の番号と著者名を書き、説明は別紙に一括する。表は別紙に書く。表の説明は各表の上側につけ、必要に応じ、下に注をつける。
 - D. 文献の引用は、文献番号ではなく、著者名と年号を明記する。
（例）『三木（1937）は、…』『…である（三木、1937）』。また、文末の引用文献は、最近号の例にならって、著者の姓名のアルファベット順に配列する。
 4. 掲載の順序と体裁、並びに校正は編集担当者に任せること。なお、特に希望する点があれば申し出る。
 5. 別刷を必要とする場合は、投稿時に必要部数を申し込むこと（50部以上、50部単位）。費用は著者負担とする。
 6. 送稿や編集に関する通信は、〒657 神戸市灘区鶴甲 1-2-1 神戸大学理学部生物学教室 角野康郎宛とする。
- *ここで言う水草は狭義の水草に限定せず、広く湿地や水辺の植物なども含むものとする。

〔編集後記〕

今回の会報には外国からも寄稿いただきました。最近、国外からの会報の交換希望や発行スケジュールに関する問い合わせなど舞い込んできます。水草研究会の存在が、どういうルートでかわかりませんが海外でも知られているようです。

さて、今回も発行は遅れてしまいましたが、その分、内容を充実させようとがんばってみました。地方版レッドデータブックの紹介は、そのひとつです。行政が腰を上げないところでは在野の研究者ががんばっていることもわかります。野生生物の危機をいちばん差し迫った問題としてとらえられるのは、やはりいつも野外で生き物に接している人間と言うことでしょうか。

なお、今回の会報がお手元に届くのは年末になると思いますが、これは本年度の第2号です。年明けに第3号を発行する予定です。次年度会費の請求は、その際に致します。少しでも早く会報が出せますように、皆様の積極的なご寄稿をお待ちしています。

（角野）

水草研究会会報 62号

1997年10月20日印刷

1997年10月20日発行

発行 水草研究会

〒657 神戸市灘区鶴甲1-2-1

神戸大学理学部 生物学教室内

TEL (078) 803-0559

FAX (078) 803-0559

印刷 中村印刷株式会社

〒657 神戸市灘区友田町3-2-3